

プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応

項目 本日の審議事項

これまでの経緯

1. 第 423 回企業会計基準委員会(2019 年 12 月 26 日開催)では、2019 年 12 月 20 日に公表された税制改正大綱で示された考え方に基づいて税制改正が行われることを前提として、連結納税制度の見直しへの対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとすることを決定している。
2. 令和 2 年度税制改正により、連結納税制度に代えて、グループ通算制度が導入されることとなったことを踏まえ、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いについての検討を行っている。
3. 第 64 回税効果会計専門委員会(2020 年 9 月 15 日開催)及び第 442 回企業会計基準委員会(2020 年 9 月 24 日開催)において、グループ通算制度に税効果会計を適用する上で検討すべき論点及び個別財務諸表における通算税効果額の取扱いについて、審議を行い、第 65 回税効果会計専門委員会(2020 年 10 月 6 日開催)において、個別財務諸表における通算税効果額の取扱い、連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断を行う単位、繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の分類の取扱い及びグループ通算制度固有の一時差異等の取扱いについて審議を行った。
4. なお、第 64 回税効果会計専門委員会及び第 442 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(2)-5 に記載している。

本日の審議事項

5. 本日の企業会計基準委員会では、以下の点について、ご意見を伺いたい。
 - (1) 連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断を行う単位(審議事項(2)-2)
 - (2) 繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の分類の取扱い(審議事項(2)-3)

以 上